

## 坂戸市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第4項及び坂戸市監査基準に基づく監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年11月27日

坂戸市監査委員 野村 康  
同 柴田 文子

### 1 監査の実施期日及び対象

監査の実施期日	監 査 の 対 象
令和5年10月13日	図書館、環境学館いずみ、環境政策課（ガラス温室）、 環境政策課、廃棄物対策課
令和5年10月17日	保育課、千代田保育園、薬師保育園、城山保育園、 子育て支援センター、東坂戸保育園
令和5年10月19日	学校教育課、教育センター、スポーツ推進課、区画整理課

### 2 監査事項

令和5年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

### 3 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、関係法令に則り適正、かつ効率的に行われているかについて監査を行ったが、その内容は概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき点については、監査執行の際口頭で述べたが、今後とも適正な執行に努められたい。